

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 6 年度 第 3 回滋賀県最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 6 年 8 月 2 日（金） 9 時 26 分～11 時 51 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 使用者代表委員 川口剛史 水野 透 西田保夫 事務局 中井正和労働基準部長 足立育弘賃金室長 平沢浩太労働基準監督官 山下莉歩労働基準監督官
主要議題	・滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○足立賃金室長

それでは、ただ今から、第3回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。
現在の委員の皆様の出席状況は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名全員のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は、第1回本審でも確認したとおり滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が2名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

それでは部会長、これからの進行をよろしく申し上げます。

○平井部会長

本日は、一応最後の専門部会となります。

では、これより労使それぞれとの個別協議を行い、金額を詰めていきたいと思
います。

今回は労働者側から協議を始めたいと思います。労働者側は協議にあたってどの
くらいの時間が必要でしょうか。

○相澤委員

15分をお願いします。

○平井部会長

それでは、公益と労働者委員の個別協議を9時45分から行います。

事務局から控え室について説明をお願いします。

○足立賃金室長

本日の待機していただく部屋は、労働者側は4階TV会議室、使用者側は5階労働基準部長室を用意しております。

労働者側の皆様は、平沢が、使用者側の皆様は、山下がご案内いたします。

また、傍聴の方につきましては4階打合せ室を用意しておりますので、私のご案内いたします。

それでは、移動をお願いします。

[労使それぞれに分かれて検討]

[個別協議の実施]

[専門部会の再開]

○平井部会長

それでは再開します。

これまで、労使各側と個別協議を重ねてまいりましたが、残念ながら、金額の一致には至りませんでした。

したがいまして、採決をしたいと思います。

事務局は、現在の委員の出欠状況を確認してください。

○足立賃金室長

公・労・使とも3名全員がそろっております。

議決権のある者は、部会長を除いた8名となり、可否同数の場合は、審議会令第6条第6項により準用される審議会令第5条第3項の規定により部会長が決することとなります。

○平井部会長

それでは、滋賀県最低賃金を「時間額1,017円。50円の引き上げ。」としてよろしいか、採決をしたいと思います。

賛成の方は挙手願います。

〔採決〕

それでは、反対の方は挙手願います。

〔採決〕

賛成多数となりました。

したがいまして、滋賀県最低賃金は、「時間額1,017円。50円の引き上げ。」として、滋賀地方最低賃金審議会に報告することといたします。

次に附帯決議の有無について、お伺いします。

使用者側は、いかがでしょうか。

○西田委員

使用者側として、4項目の附帯事項を提案します。

1つ目として、特に中小企業・小規模事業者に対し、適正な価格転嫁が進む取組みの強化を要望する。

2つ目として、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性をあげるため設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。

3つ目として、中小企業への各種支援策、助成金、補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに小規模事業者が活用しやすくなるようより一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。

4つ目として、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁支援パッケージ」の活用を促進するほか被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

以上4項目を附帯事項とさせていただきたいと思います。

○平井部会長

はい。労働者側はいかがでしょう。

○池内委員

我々も使用者側と同じ思いであります。

○平井部会長

はい、わかりました。それでは今の4つの要望を附帯事項として掲げるということによろしいですね。

〔異議なし。〕

それでは、附帯決議の内容を読み上げます。

1、特に中小企業・小規模事業者に対し、適正な価格転嫁が進む取組みの強化を要望する。

2、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性をあげるため設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。

3、中小企業への各種支援策、助成金、補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに小規模事業者が活用しやすくなるようより一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。

4、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁支援パッケージ」の活用を促進するほか被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

以上4項目を附帯決議といたします。

それでは、事務局は、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を作成してください。

事務局は、作成にどれくらいの時間が必要でしょうか。

○足立賃金室長

10分程度いただけますでしょうか。

○平井部会長

それでは、11時45分まで、休会とします。

〔専門部会報告案配布〕

○平井部会長

再開します。

事務局は、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を朗読してください。

○平沢監督官

それでは、専門部会報告書(案)を朗読いたします。

朗読に際しましては、別紙1は金額及び効力発生の日のみとさせていただき、専門部会委員のお名前及び別紙2については、読み上げを省略させていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の滋賀県最低賃金（時間額927円）は令和4年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

1、特に中小企業・小規模事業者に対し、適正な価格転嫁が進む取組みの強化を要望する。

2、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性をあげるため設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。

3、中小企業への各種支援策、助成金、補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに小規模事業者が活用しやすくなるようより一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。

4、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁支援パッケージ」の活用を促進するほか被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

別紙1、最低賃金額 1時間1,017円。効力発生の日 令和6年10月1日

○平井部会長

ただ今の「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」について、ご質問等はありませんか。

〔意見なし。〕

無いようでしたら、これを滋賀地方最低賃金審議会に報告いたしますので、案を取って、日付欄に本日の日付を入れてください。

最後に、議題（2）「その他」として皆様から何かありますか。

〔意見なし。〕

事務局から連絡等ありますか。

○足立賃金室長

今回は、第3回滋賀地方最低賃金審議会で、8月5日(月)、午後3時30分からこの会場で開催いたしますので、ご出席、よろしくお願いいたします。

なお、当日は、マスコミ取材を予定しており、既に数社のマスコミから撮影の申し込みを受け付けております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、労働基準部長の中井からご挨拶申し上げます。

○中井労働基準部長

公労使委員の皆さん、3日間の専門部会でのご審議、誠にありがとうございました。目安額が中央で労使の完全な一致をみない中、50円と示され、ご審議をいただきました。

全会一致にはなりませんでしたが、50円の引上げという内容で調整していただいた公益代表委員の皆様にも感謝いたします。

本審において認められた暁には、労働局として最低賃金の周知に尽力してまいりますので、委員の皆様には、これからも労働行政にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○平井部会長

委員の皆様には、部会運営にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、第3回滋賀県最低賃金専門部会は、終了いたします。

お疲れ様でした。